

第3回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年9月28日(月) 午前9時～午前10時25分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名
会長 15番
会長代理 1番
委員 2番 8番
3番 9番
4番 10番
5番 11番
6番 12番
7番 13番
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約申出書 (10件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (13件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 14件)
 - 日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更) 申し出の意見決定について (議案 1件)
 - 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 3件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 農地係長兼管理調整係長
 - 主 査 事務補助員

- 議 長 ただ今から、第3回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。
- 議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、5番〇〇委員と6番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が10提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書10件です。番号1。貸人、湧水町米永 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 北方字池川 〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成25年9月27日から令和15年9月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年8月25日。番号2。貸人、湧水町北方 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川西字上糶田 〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成25年9月27日から令和15年9月30日。解約の理由、所有者が自作するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年8月25日。番号3。貸人、鹿児島市魚見町 〇〇〇〇。借人、霧島市牧園町 〇〇〇〇。土地の所在 木場字日添 〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和3年11月1日から令和13年10月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年8月31日。番号4。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川西字原田 〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成28年4月26日から令和8年12月31日。解約の理由、中間管理事業に取り組むため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年9月2日。番号5。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川西字柿木 〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和6年5月1日から令和11年4月30日。解約の理由、土

地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年10月31日。番号6。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。土地の所在 川西字下糍田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年9月4日。番号7。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。土地の所在 川西字下糍田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和6年5月1日から令和16年4月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年9月4日。番号8。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川西字塚ノ原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外7筆 計8筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和5年4月1日から令和10年2月29日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年10月31日。番号9。貸人、大阪府吹田市 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在 中津川字中水流〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成30年6月26日から令和10年6月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年9月10日。番号10。貸人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。借人、湧水町幸田 〇〇〇〇。土地の所在 恒次字大門口〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和6年4月25日から令和16年4月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年10月31日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
 (なしの声)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、以上で合意解約申出書を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が13件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が13件です。番号1。権利取得者、愛知県津島市 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年7月27日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字踏切〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号

2。権利取得者、霧島市横川町 ○○○○。権利取得日、令和8年7月31日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字後迫○○地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者、湧水町鶴丸 ○○○○。権利取得日、令和8年7月15日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、鶴丸字石川原○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者、始良市加治木町 ○○○○。権利取得日、令和3年2月2日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字亀沢○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外4筆 計5筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者、湧水町中津川 ○○○○。権利取得日、令和8年7月15日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、鶴丸字下新田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号6。権利取得者、湧水町恒次 ○○○○。権利取得日、令和8年7月24日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字大門口○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外10筆 計11筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号7。権利取得者、湧水町米永 ○○○○。権利取得日、令和5年9月21日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字京田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外6筆 計7筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号8。権利取得者、湧水町北方 ○○○○。権利取得日、令和5年9月21日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字上糶田○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号9。権利取得者、湧水町北方 ○○○○。権利取得日、令和8年8月12日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字隈田○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号10。権利取得者、長崎県佐々町 ○○○○。権利取得日、令和8年7月24日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字石作○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外7筆 計8筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号11。権利取得者、湧水町恒次 ○○○○。権利取得日、令和7年10月17日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字寺田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外17筆 計18筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号12。権利取得者、湧水町川西 ○○○○。権利取得日、令和2年11月26日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字池島○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外6筆 計7筆 合計面積○

〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 13。権利取得者、霧島市隼人町 〇〇〇〇。権利取得日、令和 8 年 7 月 9 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、般若寺字瀬戸〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡外 4 筆 計 5 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で、事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 17 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6 ページです。日程第 1 議案第 17 号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定について。整理番号 1 号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡、計〇〇㎡です。次に 7 ページをご覧ください。総括表です。こちらも合計だけ申し上げます。使用貸借分の田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡、計〇〇㎡です。詳細については、8 ページをご確認ください。以上です。

議 長 それでは、利用権設定の整理番号 1 号を審査します。整理番号 1 号の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 18 号から議案第 31 号までの 14 議案を一括上程します。事務局の説

明を求めます。

事 務 局

9 ページです。日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について。議案第 18 号。権利、所有権移転。土地の所在、鶴丸字上新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人、湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。議案第 19 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字陣ノ内〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川添 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。議案第 20 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字柿木〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。議案第 21 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字下糍田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 5。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。議案第 22 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字下糍田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。議案第 23 号。権利、所有権移転。土地の所在、中津川字中水流〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、大阪府吹田市 〇〇〇〇。受人、湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。議案第 24 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字鎮守原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、福岡市早良区 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。議案第 25 号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字坂下〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は受贈 親子間の贈与です。議案第 26 号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字後迫〇〇 地目は田 現況地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、霧島市横川町 〇〇〇〇。受人、湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大 売買価格は 10 アール当たり〇〇万円です。議案第 27 号。権利、

所有権移転。土地の所在、木場字日添〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、鹿児島市魚見町 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数3。申請事由は新規就農 売買価格は全部で〇〇万円です。議案第28号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字大門口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大 売買価格は〇〇万円です。議案第29号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字大門口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大 売買価格は〇〇万円です。議案第30号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字大門口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大 売買価格は全部で〇〇万円です。議案第31号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字上佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、鹿児島市西紫原町 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。最後に、議案第19号、第20号、第30号、につきましては、土地の引き渡しの時期が10月31日となっておりますので、今回許可が出た場合、11月1日で許可書を発行する予定となっております。また、議案第31号につきましても、土地の引き渡しの時期が9月30日となっておりますので、今回許可が出た場合、10月1日で許可日となっております。以上です。

- | | | |
|--------|--------|---|
| 議
議 | 長
長 | 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
順を追って審議します。はじめに、議案第18号を審議します。議案第18号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。 |
| 4 | 番 | 4番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第18号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。 |
| 議 | 長 | ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり) |

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 18 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 18 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 19 号を審議します。議案第 19 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 19 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、6 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑及び田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 19 号は、調査委員の報告は許可相当ということですが、合意解約は行われていますが、土地の引き渡し日が 10 月 31 日となっていることから保留とし、11 月 1 日以降にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 19 号につきましては保留とし、土地の引き渡し日を経過した 11 月 1 日以降に、その許可を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 20 号を審議します。議案第 20 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 20 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、10 ページから 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 20 号は、調査委員の報告は許可相当とい

うことです。ただし、合意解約は行われていますが、土地の引き渡し日が10月31日となっていることから保留とし、11月1日以降にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第20号につきましては保留とし、土地の引き渡し日を経過した11月1日以降に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に、議案第21号を審議します。議案第21号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

11 番 11番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第21号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、12ページから13ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第21号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第21号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第22号を審議します。議案第22号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

11 番 11番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第22号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、14ページから15ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第22号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 22 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 23 号を審議します。議案第 23 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 23 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、16 ページから 17 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 23 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 23 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 24 号を審議します。議案第 24 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

11 番 11 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 24 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページから 20 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 24 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 24 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 25 号を審議します。議案第 25 号につきましても、現地調査

が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 25 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、21 ページから 24 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 25 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 25 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 26 号を審議します。議案第 26 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 26 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、25 ページから 26 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 26 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 26 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 27 号を審議します。議案第 27 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 27 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案

参考資料の 18 ページ、27 ページから 28 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 27 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 27 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 28 号を審議します。議案第 28 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 28 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、29 ページから 30 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 28 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 28 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 29 号を審議します。議案第 29 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 29 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、31 ページから 32 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 29 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 29 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 30 号を審議します。議案第 30 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 8 番 8 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 30 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、33 ページから 34 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 30 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、合意解約は行われていますが、土地の引き渡し日が 10 月 31 日となっていることから保留とし、11 月 1 日以降にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 30 号につきましては保留とし、土地の引き渡し日を経過した 11 月 1 日以降に、その許可を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 31 号を審議します。議案第 31 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 11 番 11 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 31 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、35 ページから 36 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 31 号は、調査委員の報告は許可相当ということですが、合意解約は行われていますが、土地の引き渡し日が 9 月 30 日となっていることから保留とし、10 月 1 日以降にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 31 号につきましては保留とし、土地の引き渡し日を経過した 10 月 1 日以降に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 32 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 14 ページです。内容に入る前に資料の訂正をお願いいたします。議案第 32 号の現況地目については、畑と書いてありますが、現況が雑種地となっております。訂正をお願いいたします。議案第 32 号の現況地目を畑から雑種地への訂正をお願いいたします。訂正お詫びいたします。それでは、日程第 4 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見決定について。議案第 32 号。願出人は湧水町中津川 ○○○○。土地の所在、中津川字柳沼○○ 登記地目は畑 現況地目は雑種地 面積は○○㎡の内○○㎡です。目的は農業用施設用地（農機具置場）への用途区分変更です。以上です。

議 長 それでは、議案第 32 号を審議します。議案第 32 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番○○が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更に係る議案第 32 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については、別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 37 ページから 42 ページをご参照ください。申し出の内容は、農作業に必要な農機具置場にするため、農用地から農業用施設用地への用途区分変更です。周囲の状況は、北と東は○○、南は道路、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法に基づき、用途区分変更については、問題ないと見ました。以上報告します。

- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 32 号は、調査委員の報告は、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 32 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見決定について を終わります。
- 議 長 日程第 4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 33 号から議案第 35 号までの 3 議案 を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 15 ページです。日程第 4 非農地証明願の申請審議について。議案第 33 号。願出人、霧島市横川町 ○○○○。土地の所在、幸田字池ノ上○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和 55 年頃から耕作放棄され鳥獣被害もあり原野化した。非農地判断基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号です。次に、議案第 34 号。願出人、霧島市横川町 ○○○○。土地の所在、幸田字後迫○○ 地目は田 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、申請人が相続する 40 年以上前に、申請人の父が農業委員会の許可を得ずに倉庫を建築したものであり、現在は使用していないためです。非農地判断基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 10 号です。次に、議案第 35 号。願出人、鹿児島市下伊敷 ○○○○。土地の所在、川添字岩倉○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は○○○○、申請人の父親です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 20 年頃から耕作放棄され原野化した。非農地判断基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号です。以上です。
- 議 長 はじめに、議案第 33 号を審議します。議案第 33 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 6 番 6 番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第 33 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 43 ページから 46 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は 20 年以上前に農地法の許可を得ず植林したため森林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお、周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響ありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 33 号は、調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 33 号につきましては、非農地と認め、非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 34 号を審議します。議案第 34 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 6 番 6 番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第 34 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 43 ページ、47 ページから 49 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は 40 年以上前に農業用倉庫が建てられ、現在使用していないことを確認し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお、周辺農地には影響ありません。以上のことから、非農地判断基準の第 10 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 34 号は、調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 34 号につきましては、非農地と認め、非農地

証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 35 号を審議します。議案第 35 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

11 番 11 番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第 35 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 50 ページから 53 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 20 年頃から耕作放棄され原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお、周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 35 号は、調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 35 号につきましては、非農地と認め、非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他 農政一般事項について ですが、皆様方から何かござい
せんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、
第3回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 25 分

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____